

# “農と食” 北の大地から

連載第59回

「家畜の健康と福祉」の現在

動きの鈍かった日本の家畜福祉の取りくみが新しい局面を迎えている。農林水産省は今年から、日本版の家畜福祉基準となる「飼養管理指針」の検討作業を本格化させ、10年度までにまとめる方針。この分野では先進的なEU(欧州連合)では、家畜福祉にかなう畜産物をブランド化して世界中に売り込む戦略を進める。道内外の動きを紹介しながら、これからの「畜産と食」を考える。

## 「尻尾のない牛」が物語る 家畜福祉に対する理解度

酪農王国・北海道でいま「尻尾のない乳牛」が増えてきたと、この連載で何度か書いた。尻の付け根から二十センチほどのところを輪ゴムで締めつけ、一カ月近くかけ尾が腐り落ちるのを待つ。これを専門用語では「断尾」と呼ぶ。大規模な農場に多く、「搾乳時などに尻尾を振り回され、人の体や牛乳が汚れるのを防ぐ」というのが進める側の言い分。すでに道内で断尾された乳牛は数万頭に上るだろう。昔はこんなふうになを乱暴に扱ったことはなく、酪農家出身のわたしはその異様な姿を見るたびに悲憤慷慨し、やめてほしい、と思う……。

あちこちで書いた一つが昨年、九州の「ミニコミ」誌に載ると、実際に断尾した牛を見たことはない」という福岡県の酪農家の女性が、こんな声を同誌に寄せた。「…周辺の酪農家たちの間に断尾しようなんて気は皆無だよ。牛の尻尾を切ってしまう？ そげな、むげねえ(かわいそうなこと出来るかい)」「第一、尻尾のない牛なんぞ、プザマで置いておけるかよ。」「断尾が酪農界の「普通」だと、みなさん思わないで下さい」

わたしはその女性に、「九州の酪農家は健全ですわ」と手紙を書いた。地域によって断尾の状況は違うようだ。

国内第二の大型生協・コープさっぽろが農業賞を創設した(本誌07年4月号参照)。一昨年「牛にストレスを与えない」がモットーの十勝管内中札内村の牧場が受賞しているが、その牛は尻尾がない。断尾の是非をめぐり、審査員の間で議論はなされた。が、最終的に授賞を決め、農業賞フォーラムでは尻尾を落とされた牛のスライド上映もあった。ちなみに、

農産物ではなく、感受性ある生命存在」と規定された。近年は、養鶏場でのケージ(鳥かご)飼いの段階的な廃止をはじめ、繁殖用雌豚に仕切りを設けて身動きができないストール飼(107頁の写真参照)や、子牛の繋ぎ飼いの禁止などの保護基準などが定められている。

こうした経緯を踏まえ、家畜の福祉や畜産物の安全性の問題などに取らむOIE(国際動物保健機構・日本を含む169カ国が加盟)は〇五年、家畜福祉に配慮した「輸送」と「屠殺」に関する、初めての国際基準を採択した。

これは第一段階で、引き続き二〇一〇年までに畜舎と飼育管理についてのガイドラインをまとめる計画である。さまざまな施策をリードしてきたEUでは、独自の飼育基準づくりを進める一方、家畜福祉にかなう畜産物に「ウェルフェア・クオリティー(WQ)家畜福祉品質」というブランドを付け、世界中に売り込む戦略だ(詳細は106～107頁、「農業と動物福祉」の研究会代表の松木洋一・日本獣医生命科学大学教授の報告を参照)。

日本政府の動きを紹介しておこう。OIEの動きを受け、〇五年には農林水産省と環境省が主導する形で検討会(主催は(社)畜産技術協会)が始まり、〇六年には「快適性に配慮した家畜の飼養管理に関する勉強会」が開催された。

# 始まった「飼養管理指針」づくり 本道から“福祉ブランド”発信を



宮城県内で開かれた「農業と動物福祉の研究会」のセミナーでは、放牧と家畜の行動をめぐり研究発表やEUIの動きについて報告が続いた(写真右)。10月20日、東北大の付属施設で。近年、道内で増えている断尾された乳牛、家畜福祉に対する姿勢が問われている(写真左)。

その牧場で製造される牛乳の商品名は「想いやり牛乳」。自然食品店などで販売されている。これが本当に思いやりのある飼いか、消費者は黙っていいのかわたしの疑問は消えない。

道農政部編集の新規就農者向けテキスト(畜産編・05年)でも、断尾のやり方を紹介している。「現場の農作業に活かせるように工夫を凝らしながら作成(農政部長の「まえがき」)したもので、執筆陣は農業試験場の技術者である。

家畜福祉(アニマルウェルフェア)の大切

さがいわれ、後述する飼育基準の策定作業も始まるなかで、時代の流れにそぐわない「断尾は必要」と新規就農を志す人たちが誤解するとまずいのではないかと。そう考え、編集を担当する道農政部技術普及課に質すと、

「尻尾が汚れるので断尾を」と言うが、牛の大きさとベッド(牛床)のサイズが合わないことや、敷料の有無、除糞の仕方とも関係する。子どものベッドに大人を寝かせるようなことではなく、牛に負荷を与えない飼いが本当だ(渡辺和義・

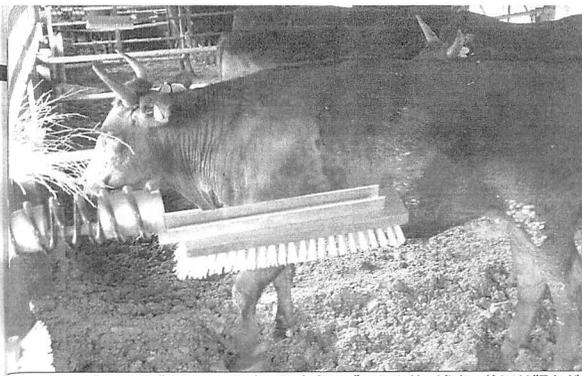
## 一歩先を行くEUの実践 ようやく動きだした日本

家畜の健康や福祉について関心が高いヨーロッパでは、尻尾のない牛は見かけない、と聞く。EU(欧州連合)の国々では、一九七〇年代から家畜福祉に関する法令の整備が行なわれ、九七年にはアムステルダム条約特別議定書で「家畜は単なる



「日本独自の家畜福祉畜産物の認証システムを開発すべき」と話す佐藤衆介さん

「畜舎の構造、飼養管理のあり方、温度などの環境面、断尾やくちばしの切断など」外科的処置といった観点からまとめ、特に飼養面積と外科的処置について、どう取りくむかだろう」と農水省畜産技術室



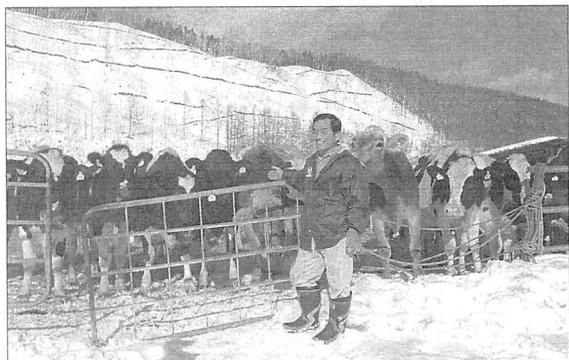
東北大の農場では、和牛の飼育舎にブラシや竹ぼうき、仕切り版などを設置し、快適性にどんな効果があるか調査している

①欧米などの取りくみをそのまま取り入れるのではなく、我が国独自のアニマルウェルフェアを早急に構築する

一方、地球生物学会議代表の野上ふさ子さんは、今回の指針づくりについて、「日本独自のものをつくる」というが、動物が受ける苦痛に囲繞はありませぬ。動物行動学や動物福祉などの客観的な事実に基づいた指針にしてほしい」と要望する。そして、「一般の人が関心を持たない限り、政策は変わらない。実際に見劣りする基準にならないように、検討会にメールなどで意見を送りましょう」と呼びかけていた。

試験研究の充実も急務 動き鈍い本道の取りくみ

十月下旬、宮城県内にある東北大学大学院の付属施設で「農業と動物福祉の研究会」が主催するセミナーが開かれ、前出の佐藤衆介教授の下で家畜福祉を研究する院生たちによる、家畜の健康や行動生産性についての発表もあった。



仲間とともに「オーガニック牛乳」を生産する津別町の山田牧場では、真冬でも牛の運動を欠かさない。有機畜産と家畜福祉はセットになっている

少ない飼ひ方が家畜の健康に効果があり、人間の「食」にも恩恵をもたらすことを示すもので、興味深い内容だった。日本では、こうした研究に携わる人はまだ少なく、公的資金の投入も乏しい。農水省は「日本型アニマルウェルフェアの推進」を唱えるだけでなく、試験研究に対する支援も積極的に進めたい。

を所管する環境生活部で聞いてほしい」と、つれない対応。食い下がると、部内では深く議論・検討しておらず、環境生活部との調整もしていない、と認めた。せっかく放牧など「循環型畜産の推進」を提唱しながら、この件は国任せで、畜産王国・北海道から「家畜福祉ブランド」を発信していることとする姿勢は窺えない。なんとも情けない話である。

網走管内津別町の五戸の酪農家が「オーガニック牛乳」の生産に取りくんできたが、JAS有機畜産物には家畜福祉の考え方が反映されている。十勝管内足寄町で放牧酪農を進める農家のリーダーは、「世界的に牛の居心地のいい飼ひ方のトップは放牧。これからは動物福祉を考えないと、消費者に対するアピールにならない」と話していた。こうした生産者をさらに増やしていくためには、行政関係者や消費者は「家畜の健康と福祉」にもっと目を向けていくべきだ。

欧米との歴史や風土の違いもあり、日本では家畜福祉に対する関心は低い。しかし、動物たちが快適にすごすことは、人間の幸せや美味しい畜産物を生み出すことにつながる。より多くの人がそうしたことに基づいてほしい、と思う。

「快適性」と「生産性」を併記することで、効率性を追求する生産者サイドに配慮した方針になった。「一疋を追う者は一疋をも得ず」になるのではないかと、というのがわたしがいただく危惧である。

10年度までに畜種ごとの「飼養管理指針」の提示へ

原宏課長補佐はこう説明する。「環境省は基準法となる「動物愛護管理法」を持つているが、それがない農水省が同じものを作るのはどうか。アメリカでは生産者みずからアニマルウェルフェアに関するガイドラインを作っており、それを参考にしよう、と考え委託した。今後、協会が指針を作り、生産者団体などに最低ラインとして示し、自主的な取りくみを促す形にしていきたい」

抽象的な文言があるだけで、国際的な動きを反映していない。環境省は畜産の現場に疎いだけに、今後の作業でも、「どういうイメージで基準を改定するのか言いづらい」(同室と、心もとない)。

農水省が強力なりダーシップを發揮しよう、という姿勢は窺えなかった。「一方の環境省」。一般の人にはあまり知られていないが、「動物は命あるもので、人間と共に生きている社会を目指す」「動物の習性をよく知ったうえで適正に取り扱う」を基本原則にする動物愛護管理法では、家畜は産業動物とされ、犬や猫などのペットと同様に保護の対象になっている。が、同法に基づく「産業動物の飼養及び保管に関する基準」が告示されたのは今から二十年前で、その後は一度も見直されていない。

「告示された動物のなかでは一番古くだったので、この一二十年の間に基準を変えたい。農水省サイドから今後示される飼養管理指針と法律との整合性を取りながら進めていくことになる(環境省動物愛護管理室) 現行の基準は、衛生管理などについて

検査では、業界団体による実態調査や試行試験を踏まえ、来年度には採卵鶏と豚、〇九年度にブロイラーと乳用牛、一〇年度には肉用牛と馬について、それぞれ飼養管理指針をまとめる計画だ。

※① <http://www.alive-net.net/>

※② <http://ita.jin.go.jp/index.html>

# EUに学ぶ家畜福祉畜産の 取り組みと食品ラベル開発

農業と動物福祉の研究会代表 松木洋一さん

## 自由貿易のなかでEU 畜産物を売り込む戦略

我々は、OIE(世界動物保健機構・国際獣疫事務局)による家畜福祉ガイドラインの策定作業を先導する形で、政策的にも経済事業的にも取りくみが進んでいる、EU(欧州連合)の実態調査を二〇〇五年度に実施しています。ちょうどそのとき、従来の方針をより強化していく



まつぎ・よういち  
1943年生まれ。東京大学大学院農学系研究科動物衛生学専攻、現、日本獣医生命科学大学客員教授。動物衛生学専攻長、環境政策研究センター長、農学博士(畜産学)。著書「EUの有機畜産(農文協)など。HPはwww.jfawi.org/index.html

「EU動物福祉行動五カ年計画」が出されました。それは、〇六年から一〇年までに従来を最低基準を引き上げたり、ウェルフェア・クオリティ(家畜福祉品質・WQ)と略というブランドをつけ、畜産物の表示を規格化しようというものです。また、消費者に対しても情報の提供をしたり、「EUの動物福祉分野における国際的な指導的立場の構築」という施策もあります。

これに伴って、EUの共通農業政策のなかに「家畜福祉直接支払い」が入ってきました。EUの直接支払いの中心は条件不利地域の所得補償と農業環境政策が柱で、一九九二年から急ピッチで進んでいます。その政策のなかに家

畜福祉事項を含めてしまおう、というのが現在の段階です。成牛一頭当たり五百ユーロ(約8万円)、一農場当たり一百万ユーロ(約160万円)を上限に今年から直接支払いが始まっています。

EUは大変戦略的で、一九九九年にWTO(世界貿易機関)の農業交渉の段階で家畜福祉補助政策を「緑の政策」として打ち出し、これは否決されたものの、ずっと主張してきました。自由貿易のなかに動物福祉の多国間協定を締結させる、あるいはWTOの表示ラベルを使ってEU産の畜産物を世界に売っていく。内部では家畜福祉コストに対する補助金制度を導入する——これらを着々と実現している、というわけです。

EUとの間でEPA(経済連携協定)などの自由貿易ルールを締結した国は当然、EUの家畜福祉ガイドラインを守り、それに基いた貿易をすることになります。いま、日本を差し置いて、韓国や中国が

EUと協定締結の寸前で、両国は日本政府以上に急ピッチで家畜福祉基準の策定作業を進めています。

## 家畜福祉の研究や認証に積極的なNGOや生産者

こうした経緯を踏まえてNGO(非政府組織)の動きを紹介すると、百三十カ国六百組織でつくる「世界動物保護協会」が市民運動のリーダーになっていて、EUなど各国政府や政治家、企業との強い交渉力を発揮しています。僕は体質的に合わないんですが、「ヨーロッパ動物福祉協会」は情報量があり、研究者を雇ったりして、EU当局と二入三脚的な活動を展開しています。この人たちが家畜福祉コストの研究をやっている、採卵鶏の場合、EUとアメリカを比較すると、ヨーロッパの卵のほうが一割当たり三・五円コストがかかっている、それは家畜福祉の取りくみによるものだ——といった実務的な研究や分析もしています。

生産者団体では「EU農業協同組合連合会」が一番大きいところで、この会長に聞くと、「EUやNGOがやっている家畜福祉政策には、未だに大反対だ」と言っています。しかし、有機畜産規則もでき、EUもどんどん政策を進めていくなかで、「単に反対しているわけにはいかない」と九六年には「ヨーロッパ農業者

家畜福祉」を宣言。自分たちができる範囲で技術・経営指導をしながら、二〇一〇年までにEU基準になるべく近づけるようにしていくんだ、という姿勢はある。また、EU委員会やNGOが生産者を支援しやすいような政策を打ち出すのであれば、WQブランドを作って一緒にやっていける——そうした方向に少しずつ転換していることは確かです。

フランスでは第四位、年間出荷数約百三十万頭、販売額二百一十四億円に達する、プレスト企業養豚協同組合では、豚に関するEUの家畜福祉基準を組合員企業に実践させるためにアジエンダ(協議事

項)を作りました。

まず〇五年には組合員の一五%、〇九年に五〇%、一三年には一〇〇%実践するという計画の下に、職員研修や技術コンサルタントを組合員自身がやりつつある。その組合長は帰りに僕らを空港まで送ってくれましたが、「俺はこんなことをしたくない。だが、市民や消費者、政策が要求している限り、我々是对応せざるを得ない」と最後まで言っていました。

## スーパードライバーや研究者も協力 WQラベルの食品を開発

EU委員会は〇五年、加盟一十五カ国の消費者約二万五千人を対象に家畜福祉についての意識調査をやっています。五五%の消費者は、「EU委員会の基準は家畜福祉を十分実現していない」と答えている。また八割の人は「動物の権利はコストに関わりなく支持すべき」、五割の人は「畜産物の購入時に家畜福祉について考える——こうした消費者の意識が克明に分析されています。

その一方でイギリスのNGOは、スーパーマーケットの家畜福祉の取り組みを毎年調査し、実態をきびしく批判すると同時に、進んでいるスーパーマーケットを表彰する活動をしています。そうすることで、「うちは関係ないよ」とスーパーが言えなくなる状況をつくっている。日本

のNGOもここまでやれる力量を持ればいいな、と思います。

もう一つのイギリスのNGOはもっとすぐく、独自のガイドラインを作り、家畜福祉に配慮した食品に付ける「フリーダムフード」というラベルを開発してしまつた。九四年から認証を始め、現在は別会社で運営しています。フリーダムフードは必ずしも有機畜産物ではなく、価格は有機卵の半額で、ケージ卵よりちょっと高い。この二年间で認知度は一〇%から二〇%に倍増し、信頼できる畜産ブランドとして評価され始めています。

イギリスの家畜福祉開発農場は、テスコやマクドナルドなど食品企業の資金的な援助を含めて、NGOや畜産関係の財団がバックアップし、畜産や医学、法律などの専門家によって推進されています。

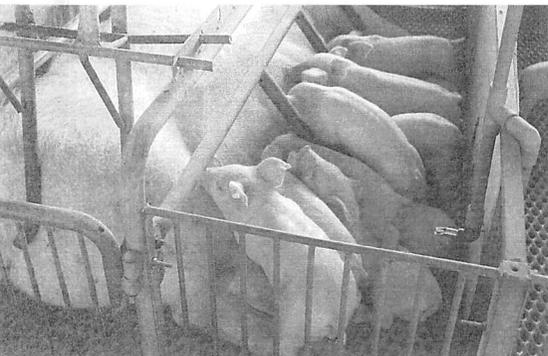
〇一年にオックスフォード大学付属農場から四百二十五ヘクタールを借り、肉用牛や豚、羊、採卵鶏、ブロイラーなどを飼養しており、有機転換中の飼料畑が百ヘクタールある。豚の舎飼いで、数頭のなかにクルミやチップなど隠しておく環境をつくり、豚がそれを掘って探すという正常行動の要求を満たしています。現在、EUのWQプロジェクトには十三カ国、四十の研究機関が参加し、〇四年から〇九年までの研究が始まっています。その目的は、家畜福祉改善のため

の実践的戦略および手法の開発や、家畜福祉評価基準の開発、消費者分析などです。企業調査を中心に報告書が四冊ほど出てくるでしょう。

## 対応が遅れる日本の現状 と今後の会の取り組み

国によって進展が違ふものの、食肉や乳製品、卵のWQラベルは多くの国で開発されています。イギリスの有機農業認証団体では、舎飼いの最低面積など独自の飼養基準を作った。オランダの大きな企業養豚場では、農業者みずから自主基準を策定し、WQラベルも作っています。農業者が出資するスウェーデン最大の協同組合企業では、農場から屠畜場までの家畜福祉を保証するブランドを作り、高いグレードとして評価されています。

日本では、①生産者や消費者、食品企業の情報不足と無関心、②獣医師・畜産研究者の専門家が皆無に近い、③国際状況に対する政府の認識不足と政策化の遅れ——があり、対応が遅れているのが実態です。わたしたちは今後、臨床獣医師や畜産技術者への研修会の開催や消費者団体などの勉強会への協力、家畜福祉ブランドの開発のために食品企業や生産者などとのパートナーシップの創業——といった活動を計画しています。



日本の養豚場では、分娩前後の母豚を柵で囲い、身動きできない状態で飼養するのが一般的。EUでは2013年から、こうした飼育方法は禁止される